

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項

### 1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市観光接伴基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介ならびに販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置および運営について、必要な事項を定める。

### 2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

### 3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

### 4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

### 5 出店数、位置および規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定し、売店規模は、1ブース当たり約20㎡（2間×3間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

### 6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

#### (1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャプフィー・チャップフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

#### (2) 郷土物産品

高島市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

#### (3) スポーツ用品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）による製品

(7) その他実行委員会が特に必要と認めるもの

## 7 出店者の条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請書提出時において、高島市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会およびその競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件を全て満たす者

ア 各競技会の開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書提出時より過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時より過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 申請書提出時において、高島市税（高島市が賦課徴収するものに限る。）の滞納がないこと。

キ 高島市暴力団排除条例第2条第3号または第4号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

## 8 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担する。
- (3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

ア 障害者就労施設等

イ その他実行委員会が特に必要と認めた者

- (4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (5) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部または一部を還付することができる。

## 9 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機等）については出店者が準備する。なお、実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間） 1張以内（四方幕を含む。）
- (2) 長机 6台以内
- (3) 椅子 4脚以内

## 10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出する。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者および搬入車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 市税の納税証明書（写しても可、該当者のみ）
- (5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

## 11 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があつたときは、本要項に基づいて審査するととも

に、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認められた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をしたものを優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

## 12 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

## 13 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、出店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可書等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

## 14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督する。

## 15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 16 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。

- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をする事。
- (5) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (7) 危険物を販売および無償提供をすること。
- (8) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 17 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入または搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があつた場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会および売店監督員の指示に従うこと。

## 18 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、出店者の責任において行うこととし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わない。

## 19 事故等発生時の対応

売店において事件または事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従わなければならない。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

## 20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当するときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償および既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 22 賠償責任

出店者および従事者は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負うこととし、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

## 23 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良、自然災害その他実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

## 24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を

準用する。

- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会  
会長 様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名・氏名

電話番号

### 売店出店申請書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置要項第10の規定に基づき申請します。

#### 記

- 1 出店希望競技 \_\_\_\_\_
- 2 出店希望会場 \_\_\_\_\_
- 3 出店希望形態 テント（1張）・その他（ \_\_\_\_\_ ）

#### 4 添付書類

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者および搬入車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 市税納税証明書（写しても可）
- (5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認できるものの写し）
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

※ 本申請書（添付書類含む）は、出店を希望する会場ごとに提出してください。

様式第2号

売店出店概要書

(ふりがな) 商号または名称			
出店希望競技		出店希望会場	

(ふりがな) 代表者役職名・氏名			
所在地	〒		
連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者	【氏名】	【携帯電話】	
業種			
主な取扱品目 (該当品目を○で囲む)	国スポ関連グッズ・郷土物産品・スポーツ用品・飲食物 宅配便・その他( )		
国体等出店実績	有( 国体・国スポ) ・ 無		
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人
営業に関して取得 した許可等の種類	種類	番号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間の法令 違反等処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒 発生事故歴の有無	有 ・ 無

販売品目価格等一覧

番号	商品名	予定数量	販売価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※不足する場合は、別紙(任意の様式)に追加してください。

※備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

様式第3号

売店従事者および搬入車両予定表

商号または名称			
出店希望競技		出店希望会場	

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 車両予定表

使用日	車両種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
月 日			有・無	
月 日			有・無	
月 日			有・無	
月 日			有・無	
月 日			有・無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台ですが、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

3 持込備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機、プロパンガス等）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会  
会長 様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名・氏名

### 誓約書兼承諾書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店申請に当たり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 高島市暴力団排除条例第2条第3号または第4号に規定する暴力団員および暴力団員等ではありません。
- 3 従業員として、暴力団および暴力団員等を使用し、または雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。  
また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 出店に際して、出店に伴う位置、時間等の運営方法について、実行委員会に対し異議申立てを行いません。

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会  
会長 ㊟

### 売店許可決定通知書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり決定しました。

つきましては、下記指定口座へ 年 月 日 ( ) までに 出店料を納入してください。

また、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項第13の規定に基づき、営業許可を必要とする出店者については、 年 月 日 ( ) までに保健所の受付印が押された許可証等の写しを提出してください。

#### 記

- 1 出店会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_)
- 2 出店形態 テント \_\_\_\_\_ 張 ・ その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 3 出店料 \_\_\_\_\_ 円
- 4 指定振込口座 滋賀銀行 新旭支店 普通  
口座番号: 439036  
口座名義人: わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会

※振込手数料については、出店者負担となりますのでご了承ください。

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会  
会長 ⑩

### 売店出店許可証

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号または名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可会場	(競技名： )
出店許可期間	年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項および関係法令を遵守すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会  
会長 様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名・氏名

### 売店出店料免除申請書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内への売店出店料について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市売店設置運営要項第8(3)の規定に基づき免除申請します。

#### 記

1 出店希望会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	障害者就労施設等
	その他 ( _____ )

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会  
会長 ㊟

### 売店出店料免除決定通知書

年 月 日付けて申請のあった、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料については、下記のとおり免除します。

#### 記

- 1 免除対象会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_)
- 2 免除理由 (左欄の○印の記入がある項目に該当します。)

	障害者就労施設等
	その他 ( _____ )